

国立大学法人大分大学における教員選考の基本方針

平成16年9月15日

教育研究評議会

第1 趣旨

この基本方針は、「大分大学憲章」に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における教育研究、社会貢献等の機能の充実や発展を期するため、法人で行う教員（専任の教授、准教授、講師、助教及び助手）の選考に関し、基本的に尊重すべき方針を定めるものである。

第2 教員選考の原則

教員の選考については、以下の事項を原則とする。

- (1) 法人及び各部局の理念・目標・将来構想に沿って行うこととする。
- (2) 公募制の充実等によって、人事の流動性を高め、広く適任者が得られるよう配慮する。
- (3) 教育、研究、社会貢献及び大学運営等の業績を含めた総合的な審査を行う。
- (4) 特定の大学出身者に偏ることのないよう配慮する。
- (5) 男女共同参画推進のため、次のとおり取り扱う。
 - ・業績評価等の審査結果について同等と認められた場合には、女性を優先的に選考する。
 - ・教員公募を行う際は、以下の文章を募集要項に掲載する。

「大分大学は、男女共同参画を推進しています。本学は「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り、業績評価等の審査結果について同等と認められた場合には、女性を優先的に採用します。」
- (6) 業績や能力に基づき、40歳未満の若手教員、外国人及び社会人を積極的に選考する。
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定及び国立大学法人大分大学職員の受動喫煙の防止等に関する規程（平成28年規程第47号）の趣旨を踏まえ、非喫煙者を優先して選考するものとする。なお、喫煙者を採用した場合においては、法人は当該採用された教員に対し、産業医による禁煙指導を受けさせるものとする。

第3 教員選考の方法

教員の選考に当たっては、選考過程の公平性及び透明性を図るものとする。

第4 任期制

任期制については、各分野の教育研究の特性及び人事交流の活性化等を勘案しつつ推進する。

第5 教員選考における学長及び部局長の役割

- (1) 学長は、教員の選考がこの基本方針に沿って行われるよう、各部局に勧告することができる。
- (2) 各部局の長は、教員の選考がこの基本方針に沿って行われるよう、教授

会等に勧告することができる。

付 記

この方針は、平成16年9月15日から施行する。

付 記

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

付 記

この方針は、平成20年4月1日から施行する。

付 記

この方針は、平成24年2月15日から施行する。

付 記

この方針は、平成31年3月20日から施行する。